新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

1. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金とは

当組合においては、規約第 13 条により、正組合員に対する傷病手当金の規定があります。今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、規約を一部改正し、組合員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。ただし、規約第 13 条による傷病手当金は支給しません。

2. 対象者

次の条件を全て満たす当組合に加入している組合員(正組合員及び准組合員)

- (1) 給与の支払いを受けている方のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができない方。
- (2) 3日連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること。
- (3) 給与の支払いを受けられなかった、または一部減額されて支払いがあったこと。 ※個人事業所の事業主は対象となりません。

3. 支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間のうち、労務に就くことを予定していた日

4. 支給額

直近の継続した3か月間の課税対象となる給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

- ※ 1日当たりの支給限度額 日額30,887円
- ※ 給与の全部または一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

5. 適用期間

令和5年5月7日までの間で、療養のため労務に服することができない期間

※ 給付金を受ける権利は、受けることができるようになった翌日から2年で時効になります。

6. その他

- (1) 医療従事者が新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険の休業補償給付の対象となり、傷病手当金は併給されません。まずは、労働基準監督署へお問い合わせください。
- (2) 傷病手当金は組合員が「療養のため労務不能であった」ことが支給要件の1つであるため、次の場合は支給対象となりません。
 - ・ 組合員は自覚症状がなく労務に服することができたが、感染した者が発生したため事業主の命により休業し、労務に就かなかったとき
 - ・ 組合員に自覚症状はないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の理由により休業したとき
- 支給を受けるためには申請が必要です。 申請を希望される場合は、事前に電話でお問い合わせください。